

最高裁秘書第3593号

令和3年11月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和3年9月21日付け（同月22日受付，第030523号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成2年12月6日付け最高裁判所事務総局広報課長通知「最高裁判所における法廷内カメラ取材について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成2年12月6日

司法記者クラブ加盟社 殿

最高裁判所事務総局

広報課長 仁田 陸郎

最高裁判所における法廷内カメラ取材について（通知）

最高裁判所における司法記者クラブ加盟社の法廷内カメラ取材については、平成3年1月1日から、裁判所又は裁判長が相当と認める事件につき、別紙の運用要領によって行っていただくことになりました。

運用要領

1 許可申請

法廷内カメラ取材を希望する社は、取材希望事件の開廷期日のおおむね2日（休日及び土曜日を除く。）前までに、広報課に許可申請をする。

2 取材人員

カメラ取材のため入廷できる人員は、1社1人とする。

3 撮影機材

1社が使用できる撮影機材は、1人で操作できる携帯用小型のビデオカメラ（1台）又はステールカメラとし、ビデオ撮影用照明機材、録音機材、中継機材等の補助機材は使用できない。

4 撮影時期・時間

撮影は、裁判官の入廷開始時からとし、裁判官全員の着席後で開廷宣告前における2分以内とし、その開始及び終了は裁判長の命を受けた裁判所職員の合図による。

5 撮影位置

撮影位置は、傍聴席後部の裁判長が指定する場所とする。

6 撮影対象

撮影対象は、入廷中の裁判官並びに裁判官席及び当事者席とし（傍聴席が付随的に入ることは可）、次に掲げる撮影は認めない。

- (1) 音声を録音すること。
- (2) 特定の人物（裁判官を除く。）の拡張・拡大写真を撮影すること（トリミング等の方法により、これらの特定人物を際立たせることを含む。）。
- (3) 傍聴席にいる特定の者を個別的に撮影対象とすること。
- (4) 弁護士、代理人又は傍聴人が宣伝的行為や法廷の秩序を乱す行為に出た場合に、これを撮影対象とすること（退廷命令の執行を撮影対象とすることを含む。）。

7 撮影中止

取材要員は、裁判長又はその命を受けた裁判所職員から撮影中止の指示があった場合には、直ちに撮影を中止し、退廷しなければならない。

8 条件違反の取材に対する措置

この要領又は裁判長の命じた事項に違反する取材が行われた場合には、裁判長の権限に基づく処置、一定期間の取材停止その他必要な措置を執ることがある。

9 例外的運用

事件の性質に応じ、裁判所又は裁判長の判断により、この要領よりも制限的に運用することがある。